

## 明治大学における研究評価について

明治大学は、2005年に学長をトップとした研究・知財戦略機構を設立し、研究拠点の育成や研究の国際化を推進している。研究・知財戦略機構には、研究施策の企画・立案から実行を担う研究企画推進本部と産官学連携活動を推進する社会連携促進知財本部が設置されており、研究企画推進本部は「大学における研究推進戦略」、「研究に係る情報収集・発信」、「大型研究プロジェクト等の活動」の企画・立案を担っている。

### 1. 明治大学の概要

#### 1-1 基本理念

##### 大学の理念・目標

明治大学は、建学精神である「権利自由」「独立自治」を教育理念として、大学の目的・果たすべき使命、教育目標等を掲げており、2009年度には、4キャンパス（駿河台、和泉、生田、中野）のそれぞれの特性に基づいた「地区別グランドデザイン」を策定した。

また、明治大学の長期的なビジョン（目標・戦略課題）の策定を行うとともに、長期ビジョンを着実に実現するために必要な中長期的課題に対応する基本的な方針、計画、施策等の重要事項を検討し、理事会に答申することを目的とし、2009年10月に、学校法人明治大学長期ビジョン策定委員会を設置した。当委員会において今後10年間で明治大学が目指す将来像について、審議を行っている。

#### 1-2 教育研究組織（資料1「組織図」参照）

明治大学は、法学部、商学部、政治経済学部、文学部、理工学部、農学部、経営学部、情報コミュニケーション学部及び国際日本学部の9学部及び大学院9研究科（8研究科と教養デザイン研究科）に加え、法科大学院（ロースクール）、ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科を擁した専門職大学院などを擁する総合大学である。明治大学の専任教授、専任准教授、専任講師は、これらの教育組織とは別に、研究企画推進本部に設置された基盤研究部門を構成する研究所の所員として配置される組織体制となっている。

基盤研究部門は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所から構成されており、所員は各研究所長に申請書を提出し、承認を受けることにより、研究費の助成を受けることができる。

研究・知財戦略機構は、学長を機構長として世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともにその成果を広く社会に還元することを目的として2005年に設立された。機構は、研究施策の企画・立案から実行を担う研究企画推進本部と産官学連携活動を推進する社会連携促進知財本部から構成されており、附属研究機関として先端数理科学インスティテュート、黒耀石研究センターが設置されている。

1-3 教員数（平成22年5月1日現在）

専任教授	547名
専任准教授	197名
専任講師	72名
専任助教	0名
専任助手	109名
教諭	64名
特任教員	115名
合計	1,104名

1-4 学生数（平成22年5月1日現在）

学部	29,945名
修士課程（博士前期）	1,423名
博士課程（博士後期）	328名
専門職学位課程	1,019名
合計	32,715名

1-5 収入・支出（平成21年度決算）

収入		（単位：百万円）
区 分	金 額	
学生生徒等納付金収入	37,366	
手数料収入	3,700	
寄付金収入	246	
補助金収入	5,465	
資産運用収入	1,104	
資産売却収入	2,395	
事業収入	907	
雑収入	1,542	
前受金収入	7,675	
その他の収入	2,681	
資金収入調整勘定	△8,939	
前年度繰越支払資金	21,673	
計	75,819	

（百万円未満切捨て）

支出		（単位：百万円）
区 分	金 額	
人件費支出	26,862	
教育研究経費支出	11,866	
管理経費支出	1,894	
施設関係支出	919	
設備関係支出	2,334	
資産運用支出	10,042	
その他支出	6,078	
資金支出調整勘定	△5,716	
次年度繰越支払資金	21,538	
計	75,819	

2. マネジメント

2-1 研究マネジメント体制（研究戦略の策定・推進、情報収集・分析・評価）

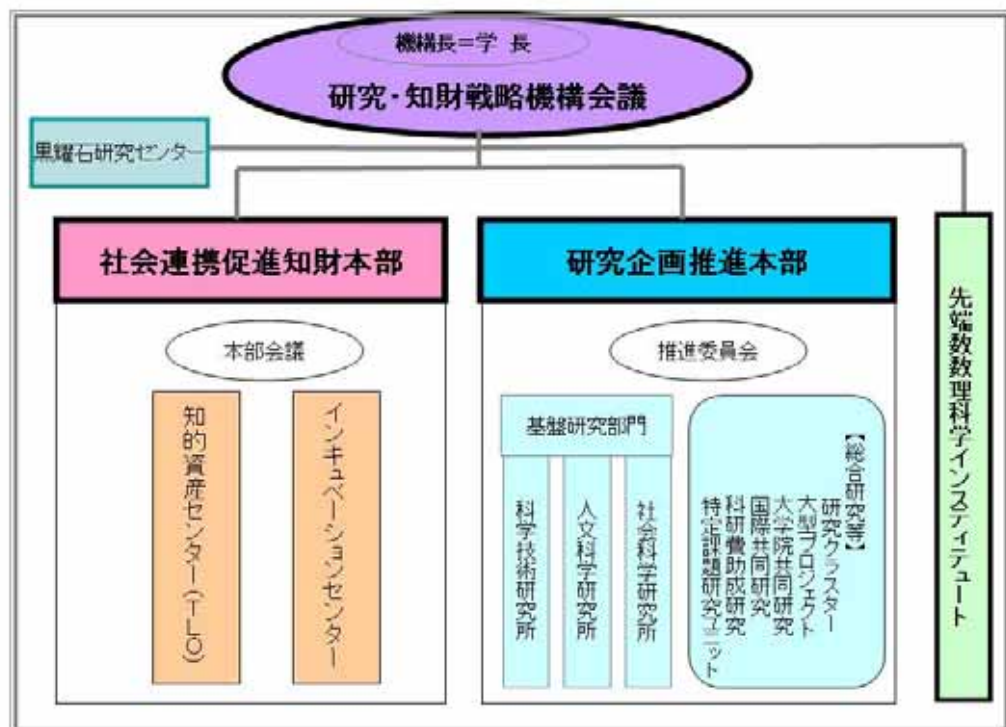
明治大学は、2005年に学長をトップとした研究・知財戦略機構を設立し、研究拠点の

育成や研究の国際化を推進している。研究・知財戦略機構には、研究施策の企画・立案から実行を担う研究企画推進本部と産官学連携活動を推進する社会連携促進知財本部が設置されており、研究企画推進本部は「大学における研究推進戦略」、「研究に係る情報収集・発信」、「大型研究プロジェクト等の活動」の企画・立案を担っている。（資料2「明治大学研究・知財戦略機構規程」参照）。

＜研究・知財戦略機構の事業内容＞

- (1) 明治大学における研究の戦略的推進
- (2) 研究を戦略的に推進するための研究環境の重点的整備
- (3) 研究資金確保のための活動
- (4) 研究の国際化推進のための活動
- (5) 研究面における社会との連携活動
- (6) 知的財産の創出、取得、管理及び活用
- (7) その他目的達成のために必要と認められる事業

## 研究・知財戦略機構図



## 研究・知財戦略機構の主な部局等の事業内容

### ○研究企画推進本部

研究企画推進本部は、明治大学における研究を戦略的に推進し、研究環境の重点的整備を推進することを主な任務としている。具体的な任務内容は、以下の通り。

- (1) 本大学における研究推進戦略の企画・立案
- (2) 研究に係る情報収集・発信の企画・立案
- (3) 大型研究プロジェクトの企画・立案
- (4) 特定課題研究ユニットの審査・支援
- (5) 国際連携・協力の企画・立案
- (6) 大学院共同研究の推進・支援
- (7) 科学研究費補助金及びその他の学外研究助成による研究の推進・支援
- (8) 研究資源の配分の企画・立案
- (9) その他前各号の任務遂行のために必要と認められる事項

また、研究企画推進本部には、基盤研究部門が設置されており、明治大学の専任教授、専任准教授及び専任講師は、基盤研究部門を構成する社会科学研究所、人文科学研究所、科学技術研究所の所員となり、所員は各研究所長に申請書を提出し、承認を受けることにより、研究費の助成を受ける仕組みとなっている。各研究所は運営委員会を組織し、各研究所における事業の事業計画等について審議を行うとともに、各研究所間の連絡及び調整は、基盤研究部門連絡会において行われている。

(資料3「基盤研究部門にかかわる研究所要綱」参照)

#### <各研究所の事業について>

- (1) 各種研究の助成
- (2) 研究の高度化推進支援
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 紀要、年報、叢書等の刊行
- (5) その他必要な事業

### ○社会連携促進知財本部の事業（資料4「明治大学社会連携促進知財本部規程」参照）

社会連携促進知財本部は、知的資産センター（承認 TL0）及びインキュベーションセンターから構成されており、以下事業の遂行により、産業界や地域社会と大学とを結ぶコーディネーターとして学外機関との交流を深め、広く社会の発展に寄与する活動を行っている。

- (1) 知的財産に関する戦略の策定及び研究支援の企画
- (2) 知的財産の創出、評価及び活用の方針決定
- (3) 知的財産権の管理及び保護

- (4) 産官学連携による共同研究及び受託研究に関する推進・支援
- (5) 学外機関等からの寄付の受入れに関する施策の推進
- (6) 知的財産に関する情報の収集及び提供
- (7) 知的財産創出に関する教職員等の相談及び啓発活動
- (8) ベンチャー企業の育成・支援
- (9) 知的財産にかかわるリスク管理
- (10) 知的財産業務に携わる人材の育成
- (11) その他本部の目的達成に必要な業務

#### ○特別推進研究インスティテュート

特別推進研究インスティテュートは、研究・知財戦略機構会議において世界的研究を推進する研究組織として承認されたものについて、機構長が学部長会及び理事会の承認を得て設置を決定するもので、大学の特色を活かした世界的水準の学術研究及び応用研究を推進する卓越した研究拠点を形成することを目的としている。現在、先端数理科学インスティテュートが活動を行っている。

【先端数理科学インスティテュート】(Meiji Institute for Advanced Study of Mathematical Sciences(MIMS)) (資料5「明治大学先端数理科学インスティテュート設置要綱」参照)

MIMSは、社会及び自然に現われる様々な現象解明にむけた数理科学の発展・普及を図るとともに、若手研究者に対して数理科学に係る研究指導、啓発教育等を行うことにより、先端数理科学の分野における傑出した国際的研究拠点を形成することを目的とします。

MIMSは4つの研究部門：(1) 基盤数理部門(代数学・幾何学・解析学) (2) 現象数理部門(データ解析・シミュレーション解析・数理解析) (3) 教育数理部門(数学史・数学教育) (4) 先端数理部門(先の部門に関連するプロジェクト計画の研究推進)を置き、各種研究活動の推進、数理科学研究者及び高度専門職業人の養成、本学及び地域社会からのニーズに基づく研究支援活動並びに啓発教育活動、学内外の研究機関等との連携活動を行っていきます。(先端数理科学インスティテュートパンフレットより抜粋)

## 2-2 研究推進の特徴的展開・実施

研究・知財戦略機構の研究企画推進本部では、研究を戦略的に推進し、研究環境の重点的整備を行うための研究組織が、以下のとおり段階的に構築されており、ボトムアップによる研究提案とトップダウンによる資源配分が同時に推進される研究マネジメント体制が整っている。

(1) 特定課題研究ユニット

明治大学と学内外の研究者等が特定の研究課題に関わる共同研究等を推進するための期限付きのボトムアップ型の研究組織。

(平成22年3月31日時点で67の特定課題研究ユニットが活動)

なお、明治大学では大型の競争的研究資金の獲得が見込まれるなど、大型研究プロジェクトとして今後の著しい発展が期待される研究を「育成研究」として支援する制度があり、この「育成研究」は特定研究課題ユニットから選定される仕組みとなっている。(資料6「明治大学戦略的育成研究事業取扱内規」参照)

(2) 研究クラスター (資料7「研究クラスターに関する要綱」参照)

特定課題研究ユニットなどのうち、①研究に関して本学と海外の研究機関等で協定締結を行うなど研究の国際化が特に顕著なもの、②研究に関連して本学と自治体・企業等とで協定締結を行うなど研究の社会連携が特に顕著なもの、③学外研究資金の受入れが多いもののいずれかの条件を満たすものの中から、今後の発展が期待されるものとして選定された重点領域プロジェクトを推進する期限付き研究組織。現在、以下の研究クラスターが活動を展開している。

【明治大学バイオリソース研究国際クラスター】

(Meiji University International Cluster for Bio-Resource Research (MICBR))

MICBR は、明治大学を中心として、国内外の大学・研究機関・企業等の有機的ネットワークによって構築された国際研究クラスターであり、農学、特に、Animal Biotechnology を基盤として、次世代の医療技術開発に貢献する生物資源の創出・維持・活用を行うことを目的としています。

糖尿病などの病態モデルブタを利用した新規治療法の開発・検証、遺伝子工学技術と発生工学技術を駆使したブタ体細胞クローニングによる移植用臓器・組織の再生や作出、蛍光マーカー遺伝子組み込みブタを用いた骨・軟骨再生の評価・解析、新規生殖医療技術の開発や検証など、人類の健康に直結する重要課題に取り組みます。



ヒトとの様々な類似性を持ったブタをプラットフォームとしたトランスレーショナルリサーチにより、未来の医療を実現化する研究開発を推進します。

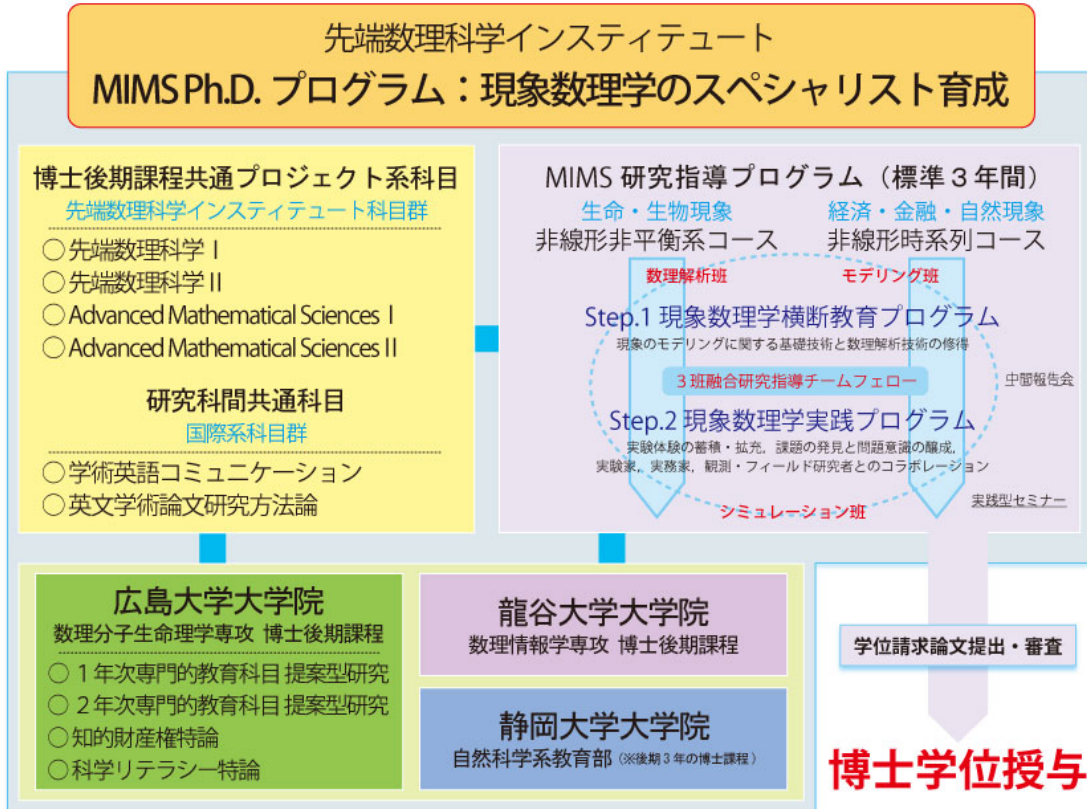
(明治大学バイオリソース研究国際クラスターのホームページより抜粋  
<http://micbr.com/>)

### (3) 特別推進研究インスティテュート

機構の附属研究機関として、研究クラスターなどのうち、グローバルCOEプログラムなどの採択が期待できるもので、明治大学の特色を生かした世界的水準の学術研究および応用研究を推進する研究組織。現在活動を行っている先端数理科学インスティテュートの事業概要については、257ページを参照。

特別推進研究インスティテュートにおいては、設置された4つの研究部門において各種研究活動を実施するのみならず、国内外に向けた先端的研究プロジェクト計画の公募・支援、国際会議・ワークショップ及び集中講義の開催、将来の数理科学研究をリードする人材を育成することを目的とした博士後期課程プロジェクト系科目の設置など、様々な活動を幅広く行っている。

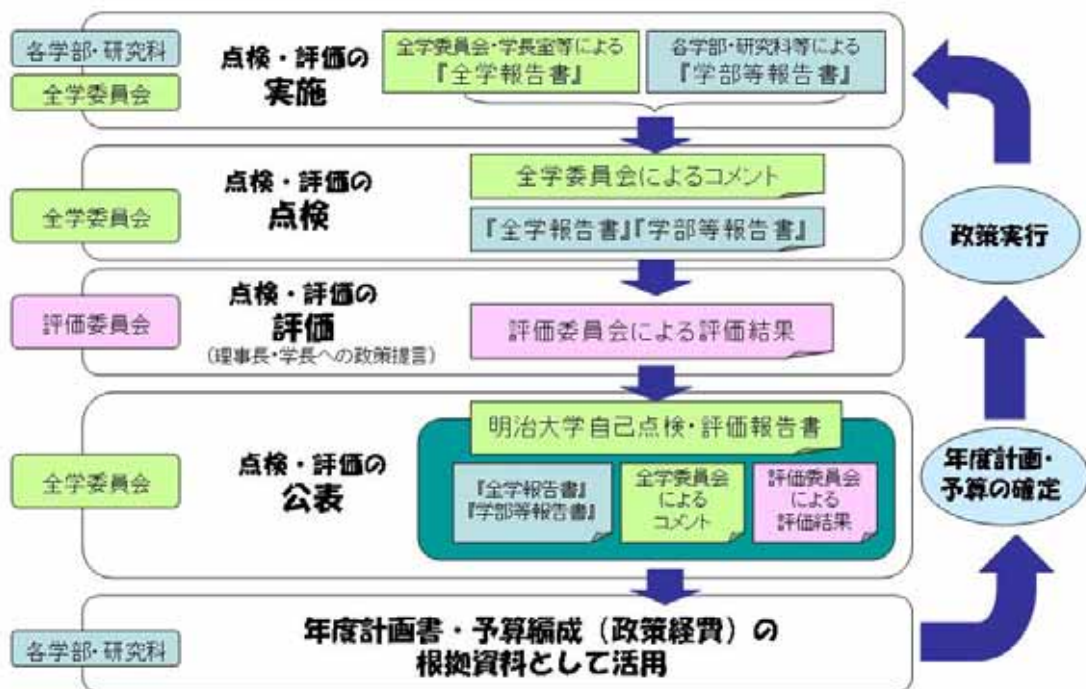
《先端数理科学インスティテュート 現象数理科学のスペシャリスト育成の体制図》



### 3. 評価体制

明治大学は1992年3月に、大学設置基準改正を受けて自己点検・評価の実施を学則に明記し関連規程を整備し、1997年に大学基準協会の相互評価認定を得た。以来、毎年度、教学及び法人の各機関・各部署において自己点検・評価を実施し、報告書を取りまとめ、改善に資するよう活用してきた。2006年4月には、従来の関連規程を廃止し、新たに「明治大学自己点検・評価規程」が施行された。これは総長制の廃止及び学校教育法の改正に伴う認証評価機関への認証評価申請の義務化により、学長を中心とした大学全体としての総合的な自己点検・評価体制とするためのものであった。新たな規程では、各学部等委員会（約45の委員会）の自己点検・評価の結果に基づき、学長を委員長とする自己点検・評価全学委員会（以下、全学委員会）は総合的な自己点検・評価を実施し、評価としてコメントを作成する。45の委員会の1つに「研究・知財戦略機構自己点検・評価委員会」が含まれ、研究部門の自立的な評価に加え、全学的な評価を行う体制が整備されている。また、全学委員会が実施した自己点検・評価の結果を評価するため、理事長を委員長とする評価委員会が設置されている。評価委員会は全学委員会から提出される自己点検・評価報告書を第三者的視点から評価し、その評価結果を全学委員会に報告することになっている。全学委員会は年3回、評価委員会は年1回の開催が標準である。各学部等自己点検・評価委員会の開催回数については、例えば「学長室自己点検・評価委員会」は、2008年度は5回開催し報告書の検討を行った。事務局は、教学企画事務局が担当している。年度計画の作成、教学政策の策定、施設整備計画の調整等の担当との兼務で主に2名が担当している。報告書の作成・点検に係る打ち合わせは、担当教員と事務局の間で月2回～4回程度行っている。

### 明治大学の自己点検・評価プロセス





#### 4. 大学として実施されている主な評価

##### 自己点検・評価

###### (1) 目的

明治大学は、第一に教育・研究の質向上に資する改善を促進するため、第二に社会に対して大学の現状や今後の方針を公表し、外部から評価を受け、社会的な支持を得ることを目的として、1997年度から毎年度自己点検・評価を実施しており、直近の報告書について web にて公開している。これらの自己点検・評価結果は“改善方策”としてまとめられ、年度計画や予算の立案に役立てられている。(資料8「明治大学自己点検・評価規程」参照)

###### (2) 評価プロセス

明治大学における自己点検・評価のプロセスは以下のとおりである。(「明治大学自己点検・評価 ニュースレター『じこてん』(2009.5.1 第1号)」より抜粋)

- ①まず、学部・研究科等の各機関で1年間の活動の点検・評価を実施し、「学部等報告書」を作成します。同時に各学部より選出された委員等からなる全学委員会にて、報告書をまとめるとともに、「全学報告書」を作成します。
- ②全学委員会委員により、「学部等報告書」「全学報告書」の内容について「コメント」を作成します。
- ③「学部等報告書」「全学報告書」「全学委員会委員コメント」をまとめた「明治大学自己点検・評価報告書」について、評価委員会から評価を受けます。
- ④全学委員会にて評価委員会による評価結果を「明治大学自己点検・評価報告書」に綴じ込み、大学HPにも公表します。
- ⑤各学部・研究科などの自己点検・評価委員会では、この報告書などをもとに、年度計画書の策定を行ったり、改善方策に挙げた政策を実行します。
- ⑥また次の年に、同じように点検・評価を実施するというプロセスになります。

###### (3) その他

自己点検・評価について広報誌「じこてん」を発行し、学内での自己点検・評価の意義や手法についての啓発に努めている。「じこてん」では、明治大学における自己点検・評価の目的やプロセスについて分かり易く説明するだけでなく、認証評価や年度計画書との関係についての解説、学内の評価委員会における議事の紹介、評価業務に関わる教員や職員へのインタビューなど多岐に渡っており、読み手である明治大学教職員の評価・点検への理解増進に寄与している。

#### 5. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成22年11月24日に明治大学におけるマネジメント及び評価活動に関する意見交換を実施し、明治大学におけるマネジメント及び評価活動を確認した。

意見交換には、研究開発評価推進検討会委員である三隅良平氏（防災科学技術研究所水・土砂防災研究部主任研究員）及び畠田敏行氏（茨城大学評価室助教）に同席いただいた。後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

1) 大学全体について

区分	コメント欄
目標・計画、研究戦略（方向性）の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバル COE（平成 20 年度に獲得）をはじめとする外部資金を増やし、学内の研究活動を活性化するため、学長の強いリーダーシップの下システムティックな体制が整えられている。</li> <li>・研究マネジメントは学長を機構長とする研究・知財戦略機構およびその下にある研究企画推進本部が行っている。実務的な企画は学長スタッフ会議などで行っており、ここには副学長や学長室専門員（学長を補佐する教員）、事務系スタッフが参画している。</li> </ul>
体制・プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長をリーダーとする「研究・知財戦略機構会議」において研究活動の戦略を検討している。</li> <li>・知財部門はかなり以前から存在したが、理事会のバックアップや学長の強いリーダーシップの下で、研究力向上のために研究・知財戦略機構を置き、その下の研究の企画推進と知財の本部で進める方式に改善した。</li> </ul>
研究活動の現状把握 ・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・45 の部局からの詳細な自己評価を取りまとめた「自己点検・評価報告書」によって教育・研究活動の実態や問題点を把握している。45 の部局の1つとして研究・知財戦略機構に同機構の「自己点検・評価委員会」が設置されている。また小冊子「明治大学研究年報」により研究活動の概要が把握できる。</li> <li>・自己評価体制が充実していることから、研究成果は、毎年、必ず学長、副学長だけでなく、理事会も十分に把握している。このような学内の現状把握や外的要因の分析から、大学の発展（研究の進展）のために、先を見越して、常に先手を打っている印象である。</li> </ul>
目標・計画、研究戦略（方向性）を実現するための施策の構築・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の研究グループをいくつかの階層に分け、特に著しい成果の見込めるものに対して資金を重点配分している。</li> <li>・戦略的研究育成と基礎研究・萌芽研究の育成を平行して進める方式を採用している</li> </ul>
体制・プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の研究活動を「基盤研究部門」「特定課題研究ユニット」「研究クラスター」「インスティテュート」の階層に分け、後</li> </ul>

	<p>ろに行くほど重点的に予算を配分する。また「研究クラスター」には毎年の科研費への応募を義務付けている。研究クラスターの評価は2年に1回、インスティテュートの評価は毎年行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的な研究育成は、1) 特定課題研究ユニット、2) 研究クラスター、3) 特別推進研究インスティテュートの3つの段階がある。</li> <li>・1) 特定課題研究ユニットは、教員が自由に学外の研究者などとユニットを作り、研究を実施する段階で、〇〇研究所もしくは〇〇研究センターを大学公認で名乗ることができる。ただし、予算措置はない。</li> <li>・2) の研究クラスターは、定期的に公募をやっており、研究担当の副学長を中心と選考委員会で選考し、採択されれば予算配分が認められる。</li> <li>・3) のインスティテュートになると、学長の政策的な判断で、明治大学の目玉の一つとして支援、育成している研究である。</li> <li>・このように、明治大学では、トップダウンによる資源集中とボトムアップによる研究提案が調和的に用いた研究の支援、育成が諮られている。</li> </ul>
<p>評価の実施における工夫、特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検に関するニューズレター「じこてん」を職員に配布し、自己点検や評価の啓発を行っている。</li> <li>・学内プロジェクトの研究は、例えば、研究クラスターの公募・採択審査（事前評価）など、各フェーズに応じて実施しているが、全体の動きは全学的な自己点検評価や大学の研究年報を作成することでも把握（評価）している。</li> </ul>
<p>施策の効果の検証・改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長をリーダーとする「研究・知財戦略機構会議」に情報が集約され、施策の検証を行っている。</li> <li>・教育、研究等の機能別に点検・評価を行う全学的な「明治大学自己点検・評価委員会」の下に、「研究・知財戦略機構自己点検・評価委員会」が設置され、研究を含めた自己点検評価体制が充実しており、予算編成と連動している。</li> <li>・毎年、全ての部局が自己評価を実施し、それを事務局スタッフや、学内の評価委員、学外の評価委員が点検している。</li> <li>・このような中で、評価担当の学長室専門員（学長を補佐する教員）と実際の政策立案にあたる副学長、評価や研究関係の事務系スタッフが緊密に連携し、現状把握にもとづいた新たな改善企画の立案、実施に努めている。</li> </ul>

アウトリーチ活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット「明治大学の研究」を発行し、民間企業等への広報・普及活動に活用している。</li> <li>・大学の研究状況を、年報としてまとめている（モノクロで単に研究業績などを列挙してあるのではなく、一般の方や学外の方が明治大学の研究実施体制や、研究分野を理解できるように配慮した冊子である）。企業の方に明治大学の研究を紹介する際などにとってもやりやすくなったと学内の各部署でも好評である。また、日本語と英語の併記でまとめられているため、特に海外から来学される研究者の方などからも、わかりやすいと好評である。</li> </ul>
マネジメント、評価人材養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部局別の自己点検・評価結果を学内の施策に反映させることにより、教職員の評価に対する意識の向上が図られている。</li> <li>・研究担当の副学長は、以前から評価にたずさわっており、全学の状況を理解している方が、マネジメントの職に就いているという合理的な人材運用は参考にすべきことだと考えられる。</li> <li>・学長室に専門員という名称で教員を配置（学部と兼務）し、専門的に評価の業務に当たってもらう方式も、評価人材育成という面では、効果的である、と考えられる（実際、担当されている先生は大変だと思いますが）。</li> </ul>

## 2) 部局について

区分	コメント欄
目標・計画、研究戦略（方向性）の策定	毎年度作成する「自己点検・評価報告書」において、各部局の理念が確認されている。
目標・計画、研究戦略（方向性）を実現するための施策の構築・実施	複数の教員が「特定研究課題ユニット」をつくることにより学内プロジェクトとして登録され、共同研究を推進している。
施策の効果の検証・改善	45の部局が詳細な「自己点検・評価報告書」を作成し、全体を1冊にまとめている。その結果は学長により施策に反映される。

### 3) その他のコメント

- 全体として学長を頂点としたシステマティックな研究推進体制をとっている。また 1000 ページ以上に及ぶ「自己点検・評価報告書」を毎年、自発的に刊行しているのは驚くべきことである。学長の強いリーダーシップが学内に行き渡っているという印象を受けた。
- 研究を充実したい、という学長方針にもとづき教学サイドがいろいろ企画立案を行い動くだけでなく、法人サイドが連携して、大学としてのマネジメント（予算＋施策）にあたっていた。
- 研究担当の副学長の名刺に「野球とラグビーだけではありません。研究の明治です。」という一文が入っており、意気込みの高さを感じた。
- 自己点検・評価については、国立大学のような（ある種）の外圧に頼らず、自律的な改善を目指して行っている。学内広報のニューズレターも充実しており、「何のために評価をやっているのか」など評価の意義について多くの構成員に伝えようとしている。また、なるべく多くの構成員が評価にたずさわるように心掛けており、効率的な評価書の作成方法など、ノウハウについてもニューズレターで紹介している。構成員全体に対して、評価を使ってもう 1 歩上に向かう、という文化を着々と進めている。



## 明治大学研究・知財戦略機構規程

2005年5月18日制定

2005年度規程第1号

**第1章 研究・知財戦略機構**

(設置)

**第1条** 明治大学（以下「本大学」という。）は、明治大学研究・知財戦略機構（以下「機構」という。）を設置する。

(目的)

**第2条** 機構は、本大学において世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(事業)

**第3条** 機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本大学における研究の戦略的推進
- (2) 研究を戦略的に推進するための研究環境の重点的整備
- (3) 研究資金確保のための活動
- (4) 研究の国際化推進のための活動
- (5) 研究面における社会との連携活動
- (6) 知的財産の創出、取得、管理及び活用
- (7) その他目的達成のために必要と認められる事業

(組織)

**第4条** 機構に、研究・知財戦略機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

2 機構会議の下に、研究企画推進本部及び社会連携促進知財本部を置く。

(機構会議)

**第5条** 機構会議は、次に掲げる者をもって組織し、第3条に規定する事業に関することを審議する。

- (1) 学長
- (2) 学務担当常勤理事及び財務担当常勤理事
- (3) 大学院長
- (4) 研究企画推進本部長
- (5) 社会連携促進知財本部長
- (6) 情報基盤本部長

- (7) 国際交流センター所長
  - (8) 教学企画部長及び学術・社会連携部長
  - (9) 理事長が指名する者5名以内
  - (10) 学長が指名する者5名以内
- 2 前項第9号及び第10号に規定する者の任期は、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- (研究・知財戦略機構長)

**第6条** 機構に、研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）を置く。

- 2 機構長は、機構の業務を総括し、機構を代表する。
  - 3 機構長は、学長をもって充てる。
  - 4 機構長に事故あるときは、次条に規定する研究・知財戦略副機構長のうち、あらかじめ定めた順位による者が職務を代行する。
- (研究・知財戦略副機構長)

**第7条** 機構に、研究・知財戦略副機構長（以下「副機構長」という。）3名を置く。

- 2 副機構長は、機構長を補佐する。
  - 3 副機構長のうち、1名は、第5条第1項第2号に掲げる者のうちから理事会が任命し、他の2名は、それ以外の機構会議構成員のうちから学長の推薦により理事会が任命する。
  - 4 副機構長の任期は、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- (機構会議の運営)

**第8条** 機構会議は、機構長が招集する。

- 2 機構長は、機構会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 機構会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 機構会議の議事は、出席した構成員の過半数の議決をもって決する。
- 5 機構会議は、必要に応じて、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

## **第2章** 研究企画推進本部

(任務)

**第9条** 研究企画推進本部の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本大学における研究推進戦略の企画・立案
- (2) 研究に係る情報収集・発信の企画・立案
- (3) 大型研究プロジェクトの企画・立案



- (4) 特定課題研究ユニットの審査・支援
  - (5) 国際連携・協力の企画・立案
  - (6) 大学院共同研究の推進・支援
  - (7) 科学研究費補助金及びその他の学外研究助成による研究の推進・支援
  - (8) 研究資源の配分の企画・立案
  - (9) その他前各号の任務遂行のために必要と認められる事項
- (研究企画推進本部長)

**第10条** 研究企画推進本部に、研究企画推進本部長（以下「本部長」という。）を置く。

- 2 本部長は、研究企画推進本部の業務を総括し、研究企画推進本部を代表する。
- 3 本部長は、専任教員のうちから、学長の推薦により、理事会が任命する。
- 4 本部長の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- 5 本部長に事故あるときは、次条に規定する研究企画推進副本部長のうち、あらかじめ本部長が指名する者が職務を代行する。

(研究企画推進副本部長)

**第11条** 研究企画推進本部に、研究企画推進副本部長（以下「副本部長」という。）2名を置く。

- 2 副本部長は、本部長の職務を補佐する。
- 3 副本部長のうち、1名は、第15条に規定する基盤研究部門長とし、他の1名は、専任教員のうちから、学長の推薦により、理事会が任命する。
- 4 副本部長の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。

(組織)

**第12条** 研究企画推進本部に、次の機関を置く。

- (1) 研究企画推進委員会
- (2) 基盤研究部門

(研究企画推進委員会)

**第13条** 研究企画推進委員会は、次に掲げる者をもって組織し、第9条に規定する任務に関することを審議する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長2名
- (3) 社会科学研究所長, 人文科学研究所長及び科学技術研究所長のうちから第15条に規定する基盤研究部門長を除く2名

- (4) 大学院委員のうちから大学院長の推薦により学長が委嘱する者2名
  - (5) 知的資産センター長
  - (6) 学長室専門員のうちから学長が指名する者2名
  - (7) その他学長が指名する者5名以内
- 2 前項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。
  - 3 研究企画推進委員会の運営については、別に定める。

(基盤研究部門)

**第14条** 基盤研究部門は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（次条において「3研究所」という。）をもって構成する。

(基盤研究部門長)

**第15条** 基盤研究部門に、基盤研究部門長（以下「部門長」という。）を置く。

- 2 部門長は、基盤研究部門の業務を総括し、基盤研究部門を代表する。
- 3 部門長は、3研究所の所長のうちから本部長の推薦により、学長が委嘱する。
- 4 部門長の任期は、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

(基盤研究部門の事業)

**第16条** 基盤研究部門の事業等については、別に定める基盤研究部門にかかわる研究所要綱及びその他の関連校規による。

### **第3章** 社会連携促進知財本部

(社会連携促進知財本部)

**第17条** 社会連携促進知財本部については、別に定める社会連携促進知財本部規程及びその他の関連校規による。

### **第4章** 特別推進研究インスティテュート

(特別推進研究インスティテュート)

**第18条** 機構の附属研究機関として、特別推進研究インスティテュート（以下「インスティテュート」という。）を置く。

- 2 インスティテュートは、本大学の特色を活かした世界的水準の学術研究及び応用研究（以下「世界的研究」という。）を推進する卓越した研究拠点を形成することを目的とする。
- 3 インスティテュートの設置は、機構会議において世界的研究を推進する研究組織として承認されたものについて、機構長が学部長会及び理事会の承認を得て決定する。

- 4 この規程に定めるもののほか、インスティテュートに関し必要な事項は、インスティテュートごとに、別に定める。

## **第5章 雑則**

(事務)

**第19条** 機構に関する事務は、学術・社会連携部研究・知財事務室が行う。

(規程の改廃)

**第20条** この規程を改廃するときは、機構会議の議を経なければならない。

### **附 則 (2005年度規程第1号)**

(施行期日)

- 1 この規程は、2005年(平成17年)5月19日から施行する。  
(研究・知財戦略機構長等の任期の特例)
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第7条、第10条、第11条及び第15条に規定する者の任期については、第7条第4項本文、第10条第4項本文、第11条第4項本文及び第15条第4項本文の規定にかかわらず、2006年(平成18年)3月31日までとする。  
(研究・知財戦略機構会議構成員等の任期の特例)
- 3 この規程の施行後、最初に委嘱される第5条第1項第9号及び第10号並びに第13条第1項第7号に規定する者の任期については、第5条第2項本文及び第13条第2項本文の規定にかかわらず、2006年(平成18年)3月31日までとする。

(通達第1380号)

### **附 則 (2006年度規程第25号)**

この規程は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(通達第1519号)(注 基盤研究部門の事業等に係る委任規定の変更に伴う改正)

### **附 則 (2007年度規程第7号)**

(施行期日)

- 1 この規程は、2007年(平成19年)6月7日から施行する。  
(研究企画推進副本部長の任期の特例)
- 2 改正後の明治大学研究・知財戦略機構規程第11条第3項の規定により任命された研究企画推進副本部長の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、2008年(平成20年)3月31日までとする。

(通達第1544号)(注 情報科学センターの廃止及び情報基盤本部の設置による機構会議の構成員の変更並びに研究企画推進副本部長の任命手続の変更に伴う改正)

### **附 則 (2007年度規程第33号)**

この規程は、2007年(平成19年)10月18日から施行する。

(通達第1591号)(注 事務機構改革の実施による機構会議の構成員及び事務部署名の変更に伴う改正)

**附 則** (2007年度規程第57号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2008年(平成20年)1月24日から施行する。  
(特定課題研究ユニットの設置に関する経過措置)
- 2 改正前の明治大学研究・知財戦略機構規程第9条第4号の規定により設置されている特定課題研究所は、改正後の第9条第4号の規定による特定課題研究ユニットとみなす。

(通達第1638号)(注 特別推進研究インスティテュート及び特定課題研究ユニットの設置に伴う改正)

**附 則** (2008年度規程第16号)

この規程は、2008年(平成20年)7月17日から施行する。

(通達第1711号)(注 所管理事の変更による機構会議の構成員の変更に伴う改正)

**附 則** (2008年度規程第31号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。  
(副機構長の任期の特例)
- 2 改正後の第7条第1項及び第3項の規定により増員される副機構長の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、2010年(平成22年)3月31日までとする。

(通達第1735号)(注 副機構長を1名増員することに伴う改正)

## 基盤研究部門にかかわる研究所要綱

2007年3月7日制定  
2006年度例規第27号

## (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、明治大学研究・知財戦略機構規程(2005年度規程第1号。以下「規程」という。)第 16 条の規定に基づき、研究・知財戦略機構会議の下に置かれる研究企画推進本部の基盤研究部門を構成する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所(以下「研究所」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目 的)

第 2 条 研究所は、明治大学(以下「本大学」という。)における研究の基盤を担い、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的とする。

## (所 員)

第 3 条 本大学の専任教授、専任准教授及び専任講師は、第1条に規定するいずれかの研究所の所員となる。

2 研究所は、必要に応じて、第 9 条に規定する運営委員会の議を経て、所員以外の者を次条に規定する事業に参加させることができる。

## (事 業)

第 4 条 研究所は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究の助成
- (2) 研究の高度化推進支援
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 紀要、年報、叢書等の刊行
- (5) その他必要な事業

## (運営組織)

第 5 条 研究所の運営組織は、次のとおりとする。

- (1) 社会科学研究所
 

社会科学研究所長	1 名
社会科学研究所運営委員	16 名
- (2) 人文科学研究所
 

人文科学研究所長	1 名
人文科学研究所運営委員	17 名
- (3) 科学技術研究所
 

科学技術研究所長	1 名
科学技術研究所運営委員	14 名

(研究所長)

第 6 条 前条各号に規定する研究所長(以下「研究所長」という。)は、専任教授である所員のうちから、当該研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)の推薦により、研究・知財戦略機構長の承認を経て理事会が任命する。

2 研究所長は、研究・知財戦略機構長の統督の下に、当該研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 研究所長は、必要に応じて所員総会を開催することができる。

(運営委員)

第 7 条 第 5 条各号に規定する研究所運営委員(以下「運営委員」という。)は、当該研究所の運営委員選出に関する内規の定めるところにより、専任教授、専任准教授及び専任講師である所員のうちから選出し、研究・知財戦略機構長が委嘱する。

(任期)

第 8 条 研究所長及び運営委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の研究所長及び運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 研究所長及び運営委員は、再任されることができる。

(運営委員会)

第 9 条 次に掲げる事項について審議するため、各研究所に運営委員会を置く。

(1) 第 4 条に規定する事業及びその事業計画に関する事項

(2) 研究所長候補者の推薦に関する事項

(3) その他各研究所の運営に関する事項

2 運営委員会は、研究所長及び運営委員をもって構成する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

5 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(基盤研究部門連絡会)

第 10 条 各研究所間の連絡及び調整を行うため、基盤研究部門連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

2 連絡会に関し必要な事項は、各研究所長の同意を得て、規程第 15 条に規定する基盤研究部門長が定める。

(申請)

第 11 条 第 4 条第 1 号に規定する研究を担当しようとする者は、所定の研究申請書に必

要事項を記入し、定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

#### (研究員)

第 12 条 前条の規定により、研究申請書を提出し、研究を認められた者(以下「研究員」という。)は、研究費の助成を受けることができる。

2 研究員は、当該年度の研究実施計画書を定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

3 研究員は、研究費の使用状況報告書を当該年度末日までに、研究所長に提出しなければならない。

4 研究員は、研究終了後、研究成果を研究所長に報告しなければならない。

5 研究員は、前2項に規定する義務を果たすまでは、新たに研究員になることができない。

#### (報告)

第 13 条 研究所長は、研究員の研究事項及び研究費について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

#### (研究成果の報告)

第 14 条 研究所は、所員の研究成果を公表するため、紀要、年報、叢書等を刊行する。

2 研究所は、別に定めるところにより、各運営委員会の承認を得て、所員以外の者の紀要への投稿を認めることができる。

#### (事業報告)

第 15 条 研究所長は、毎年度第4条に規定する事業について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

#### (図書・資料・機器備品)

第 16 条 所員が研究のために収集した図書、資料及び機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

#### (事務)

第 17 条 研究所にかかわる事務は、研究推進部が行う。

#### (経費)

第 18 条 研究所の経費は、次の収入をもって支弁する。

(1) 大学予算によって定められた経費

(2) その他の収入

#### (要綱の改廃)

第 19 条 この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

(雑 則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、研究・知財戦略機構会議の議を経て定める。

附 則(2006年度例規第27号)

(施行期日)

1 この要綱は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の研究所規程により研究所長、運営委員及び研究員となっている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1517号)

附 則(2007年度例規第9号)

この要綱は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1563号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則(2009年度例規第9号)

この要綱は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1808号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則(2009年度例規第33号)

この要綱は、2010年(平成22年)2月3日から施行する。

(通達第1861号)(注 紀要への投稿を所員以外の者にも認めることに伴う改正)



## 明治大学社会連携促進知財本部規程

2003年11月4日制定

2003年度規程第13号

(趣旨)

**第1条** この規程は、明治大学研究・知財戦略機構規程第17条の規定に基づき、明治大学社会連携促進知財本部(以下「本部」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 本部は、明治大学(以下「本大学」という。)の知的財産の創出、取得、評価、管理、保護及び活用により、産業界、国・地方公共団体及び地域住民などの社会の幅広い要請に積極的に応え、その連携を促進し、本大学における研究・教育の発展と社会貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

**第3条** 本部は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 知的財産に関する戦略の策定及び研究支援の企画
- (2) 知的財産の創出、評価及び活用の方針決定
- (3) 知的財産権の管理及び保護
- (4) 産官学連携による共同研究及び受託研究に関する推進・支援
- (5) 学外機関等からの寄付の受入れに関する施策の推進
- (6) 知的財産に関する情報の収集及び提供
- (7) 知的財産創出に関する教職員等の相談及び啓発活動
- (8) ベンチャー企業の育成・支援
- (9) 知的財産にかかわるリスク管理
- (10) 知的財産業務に携わる人材の育成
- (11) その他本部の目的達成に必要な業務

(本部長)

**第4条** 本部に、本部長を置く。

- 2 本部長は、本部の業務を総括し、本部を代表する。
- 3 本部長は、専任教員の中から、学長の推薦により、理事会において任命する。
- 4 本部長の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 本部長は、再任されることができる。

(副本部長)

**第5条** 本部に、副本部長2名を置く。

- 2 副本部長は、本部長の職務を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。
- 3 副本部長は、学長の推薦により、理事会において任命する。
- 4 副本部長のうち1名は、第9条に規定する知的資産センターの長となり、他の1名は、第10条に規定するインキュベーションセンターの長となる。
- 5 副本部長の任期は、2年とする。ただし、補欠の副本部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 副本部長は、再任されることができる。

(本部員)

**第6条** 本部に、本部員若干名を置く。

- 2 本部員は、専任教職員の中から、学長の推薦により、理事会において任命する。
- 3 本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 本部員は、再任されることができる。

(知的財産マネージャー等)

**第7条** 本部長の下に、知的財産マネージャー及び必要に応じて知的財産に関する専門能力を有する者若干名を置くことができる。

(運営委員会)

**第8条** 本部の運営に関する重要事項を審議するため、本部に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 本部長                           | 1名  |
| (2) 副本部長                          | 2名  |
| (3) 大学院長                          | 1名  |
| (4) 学長が指名する学部長                    | 1名  |
| (5) 学長が指名する研究企画推進委員会委員            | 3名  |
| (6) 本部員及び知的財産マネージャーのうちから本部長が推薦する者 | 若干名 |
| (7) 企画部長、教育振興部長及び教務事務部長           | 3名  |
| (8) その他学長が指名する教職員                 | 若干名 |

3 委員の任期は、職務上委員になる者を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 本部長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 6 運営委員会は、本部長が招集する。
- 7 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 8 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(知的資産センター)

**第9条** 本部に、知的資産センターを置く。

- 2 知的資産センターは、本部が定めた方針に基づき、知的財産の創出、取得、管理及び活用並びに学外諸機関と連携した研究事業を実務的に推進する。

- 3 知的資産センターの運営等については、別に定める。

(インキュベーションセンター)

**第10条** 本部に、インキュベーションセンターを置く。

- 2 インキュベーションセンターは、本大学の教職員等による研究成果等の知的財産を活用したベンチャー企業の育成・支援をするとともに、インキュベーション施設の管理・運営を行う。

- 3 インキュベーションセンターの運営等については、別に定める。

(専門部会)

**第11条** 本部長は、必要に応じて、本部長の下に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、本部長から指示された業務を遂行する。
- 3 専門部会は、本部長が指名する部会員をもって組織する。
- 4 専門部会に、部会長1名を置く。
- 5 部会長は、本部長が指名する。

(事業報告)

**第12条** 本部長は、当該年度における事業の経過及び翌年度における事業計画案について、運営委員会の議を経て、理事会において報告しなければならない。

(事務)

**第13条** 本部に関する事務は、産官学連携を管掌する部署が設置されるまでの間、教育振興部知的資産センター事務室が行う。

(規程の改廃)

**第14条** この規程を改廃するときは、運営委員会の議を経なければならない

い。

**附 則**（2003年度規程第13号）

この規程は、2003年（平成15年）11月5日から施行する。

（通達第1237号）

**附 則**（2006年度規程第22号）

（施行期日）

1 この規程は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

（規程の廃止）

2 明治大学社会連携促進知財本部運営委員会規程（2003年度規程第14号）は、廃止する。

（通達第1513号）（注 根拠規定の設定，本部長の任命方法及び運営委員の構成の変更，副本部長の設置，知的資産センター及びインキュベーションセンターの運営等にかかわる委任規定の設定等に伴う改正）

## 明治大学先端数理科学インスティテュート設置要綱

2007年7月27日制定

2007年度例規第10号

(目的及び設置)

**第1条** 明治大学(以下「本大学」という。)は、明治大学研究・知財戦略機構規程第18条第4項の規定に基づき、社会及び自然に係る現象の数理的解析を課題とする国際的研究拠点として、社会とのかかわりを重視した数理科学の普及・発展を図ることを目的として、明治大学研究・知財戦略機構(以下「機構」という。)の下に、明治大学先端数理科学インスティテュート(英文名「Meiji Institute for Advanced Study of Mathematical Sciences」、以下「インスティテュート」という。)を設置する。

(事業)

**第2条** インスティテュートは、前条の目的を達成するため、数理科学にかかわる次の事業を行う。

- (1) 各種研究活動の推進
- (2) 数理科学研究者及び高度専門職業人の養成
- (3) 本大学及び地域社会からのニーズに基づく研究支援活動及び啓発教育活動
- (4) 学内外の研究機関等との連携活動
- (5) その他インスティテュートの目的達成のために必要な事業

(組織)

**第3条** インスティテュートは、次に掲げる者をもって構成する。

- |         |       |
|---------|-------|
| (1) 所長  | 1名    |
| (2) 副所長 | 3名    |
| (3) 所員  | 25名以内 |

(所長)

**第4条** 所長は、インスティテュートの業務を総括し、これを代表する。

- 2 所長は、本大学の専任教授及び特任教授の中から学長の推薦により、理事会において任命する。
- 3 所長の任期は、2年とする。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 所長は、再任されることができる。

(副所長)

**第5条** 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、あらかじめ所長が定めた順位により、その職務を代行する。

2 副所長は、本大学の専任教授、特任教授及び専任准教授の中から所長が推薦し、研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）が任命する。

3 前条第3項及び第4項の規定は、副所長の任期及び再任について準用する。

（所員）

**第6条** 所員は、第10条に規定する研究部門のいずれかに所属し、インスティテュートの目的達成に必要な業務を遂行する。

2 所員は、本大学において数理科学及び当該関連分野を専攻する専任教授、専任准教授、専任講師、特任教員並びに国内外諸機関の研究員の中から所長が推薦し、機構長が任命する。

3 第4条第3項及び第4項の規定は、所員の任期及び再任について準用する。

（運営委員会）

**第7条** インスティテュートの運営に関して、次に掲げる事項を審議するため、インスティテュートに運営委員会を設置する。

(1) 第2条に規定する事業及びその事業計画に関する事項

(2) インスティテュートの予算及び決算に関する事項

(3) 機構長からの諮問に関する事項

(4) その他運営委員会が必要と認めた事項

（運営委員）

**第8条** 運営委員会は、次に掲げる運営委員をもって構成する。

(1) 所長 1名

(2) 副所長 3名

(3) 所長が指名する所員 5名

2 運営委員の任期は、職務上運営委員となる者を除き、2年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員は、再任されることができる。

（会議）

**第9条** 所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会は、必要に応じて、運営委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(研究部門)

**第10条** インスティテュートの事業を推進するため、インスティテュートの下に、次に掲げる研究部門を置く。

- (1) 基盤数理部門 (代数学・幾何学・解析学)
- (2) 現象数理部門 (データ解析・シミュレーション解析・数理解析)
- (3) 教育数理部門 (数学史・数学教育)
- (4) 先端数理部門 (前各号に関連するプロジェクト研究)
- (5) その他所長が運営委員会の同意を得て必要と認めた研究部門

2 研究部門の運営に関し必要な事項は、所長が運営委員会の同意を得て、これを定める。

(経費)

**第11条** インスティテュートの経費は、次に掲げる収入をもって支弁する。

- (1) 学外諸機関から交付される研究費等
- (2) インスティテュートの事業を推進するために機構に配付された予算 (事業報告・評価)

**第12条** 所長は、毎年度、所定の期日までに、事業報告書を機構長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された事業報告書に基づき、機構長は、研究・知財戦略機構会議 (以下「機構会議」という。)において、インスティテュートにおける研究成果等の評価を実施する。

3 前項のほか、機構長は、事業報告書等に基づき、必要に応じて、第三者評価を実施することができる。

(改善指導等)

**第13条** 機構長は、前条第2項及び第3項に規定する評価の結果等に基づき、インスティテュートが第1条に規定する目的を達成できる状況にないと判断したときは、所長に対し、インスティテュートに係る研究体制の改善指導又は解散を命ずることができる。

(事務)

**第14条** インスティテュートに関する事務は、研究推進部が行う。

(要綱の改廃)

**第15条** この要綱を改廃するときは、運営委員会及び機構会議の議を経なければならない。

(雑則)

**第16条** この要綱を施行するために必要な事項は、運営委員会及び機構会議の議を経て、所長が定める。

**附 則（2007年度例規第10号）**

（施行期日）

1 この要綱は、2007年（平成19年）7月28日から施行する。

（経過措置）

2 第14条に規定するインスティテュートに関する事務は、学術・社会連携部研究・知財事務室が設置されるまでの間、研究所事務室が行う。

（所長等の任期の特例）

3 この要綱の施行後、最初に任命される所長、副所長、所員及び運営委員の任期については、第4条第3項本文、第5条第3項、第6条第3項及び第8条第2項本文の規定にかかわらず、2008年（平成20年）3月31日までとする。

（通達第1569号）

**附 則（2008年度例規第29号）**

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

（通達第1773号）（注 根拠規定の改正、副所長の増員及び特任教授のうちから所長及び副所長を選任できるようにすることに伴う改正）

**附 則（2009年度例規第9号）**

この要綱は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

（通達第1808号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）



## 明治大学戦略的育成研究事業取扱内規

(趣旨)

**第1条** この内規は、明治大学研究・知財戦略機構規程（2005年度規程第1号）第3条第1号及び第2号の規定に基づき、明治大学(以下「本大学」という。)が大型研究プロジェクトの一環として実施する戦略的育成研究事業「以下「育成研究」という。」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 育成研究は、大型の競争的研究資金の獲得が見込まれるなど大型研究プロジェクトとして今後の著しい発展が期待される研究の育成・支援を行うことにより、本大学における研究の戦略的推進及びそのための研究環境の重点的整備を図ることを目的とする。

(選定要件)

**第3条** 育成研究として選定される研究組織は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本大学の教員を研究代表者とした共同研究であり、学外の研究者が研究分担者として参加している研究組織
- (2) 文部科学省による戦略的な研究基盤の形成を支援する事業、独立行政法人科学技術振興機構による基礎研究を戦略的に推進する事業等大型の競争的研究資金に申請し、将来の発展が期待される研究組織

(選定)

**第4条** 研究企画推進委員会は、前条に規定する選定要件に基づき、育成研究に該当する研究組織を選考する。

2 研究企画推進本部長は、前項の規定による研究組織の選定を行ったときは、選考結果を研究・知財戦略機構長(以下「機構長」という。)に報告する。

3 機構長は、前項の規定による報告に基づき、育成研究を決定する。

4 機構長は、前項による決定をしたときは、育成研究として承認した研究組織の研究代表者(以下「研究代表者」という。)に、その結果を通知するものとする。

(研究期間等)

**第5条** 育成研究の研究期間は、原則として5年以内とし、当該研究課題の研究内容、研究規模等を勘案して、研究企画推進委員会の議を経て機構長

が決定する。

- 2 研究代表者は、前項の規定により決定した研究期間終了前に、育成研究を終了する場合には、研究企画推進委員会の承認を得なければならない。  
(経費等)

**第6条** 育成研究の経費は、学外諸機関から交付される研究費及び当該研究を推進するために研究・知財戦略機構に配付された予算をもって支弁する。  
(研究費の取扱い)

**第7条** 育成研究に関する研究費（以下単に「研究費」という。）は、当該研究課題を遂行するために直接必要な経費及び当該研究成果の取りまとめに必要な経費に充てるものとする。

- 2 研究代表者及び研究分担者は、「明治大学における研究費に関する使用マニュアル」に基づき、研究費を処理しなければならない。  
(研究分担者の変更)

**第8条** 研究代表者は、研究期間内に研究分担者を変更する必要がある場合には、研究企画推進委員会の承認を得た上で変更することができる。  
(年次報告書等)

**第9条** 研究代表者は、所定の期日までに、当該年度における研究成果等の年次報告書及び翌年度の研究計画書を作成し、機構長に提出しなければならない。  
(研究成果の報告)

**第10条** 研究代表者は、研究期間終了後2か月以内に、研究期間内における研究成果を取りまとめた研究成果報告書及び研究成果概要報告書を機構長に提出しなければならない。  
(研究成果の評価)

**第11条** 研究企画推進委員会は、前条の規定により、研究代表者から提出された研究成果概要報告書について評価を行うものとする。  
(研究成果の公表)

**第12条** 研究代表者は、随時研究成果を学会誌、刊行物、叢書等に掲載し、公表しなければならない。

- 2 機構長は、第9条の規定により、研究代表者から提出された研究成果報告書を国立国会図書館及び本大学図書館に寄贈するとともに、閲覧、文献複写サービス等に供することとする。  
(研究成果の活用)

**第13条** 研究代表者及び研究分担者は、研究で得られた成果を教育・研究に積極的に活用するとともに、広く社会に還元するよう努めなければならない

ない。

(事務)

**第14条** 育成研究に関する事務は、研究推進部が行う。

(内規の改廃)

**第15条** この内規を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

(雑則)

**第16条** この内規に定めるもののほか、育成研究を実施する上で必要な事項は、研究企画推進本部長が研究企画推進委員会の議を経て定めることができる。

**附 則** (2010年6月15日研究・知財戦略機構会議承認)

この内規は、2010年(平成22年)6月16日から施行する。

評価者氏名	
-------	--

研究代表者：

事業名：

評点区分 (○で囲んでください)	評定基準
5	非常に優れたプロジェクトであり、大学として最優先で申請すべき
4	優れたプロジェクトであり、大学として積極的に申請したほうがよい
3	可もなく不可もない
2	大学として申請するには不十分な点があり、申請を見送るべき
1	研究内容等に問題があり、申請に値しない
<コメント>	

評価は、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の趣旨に合致しているか、本学における募集対象の条件を満たしているかといったことを踏まえて、以下の評価項目に対して総合評点をつけてください。

- ① 研究プロジェクトの意義と必要性、②研究内容の妥当性、③研究組織の妥当性、④事業費の妥当性。

## 研究クラスターに関する要綱

2008年9月30日制定

2008年度例規第15号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、明治大学研究・知財戦略機構規程（2005年度規程第1号）第3条第1号及び第2号の規定に基づき、研究・知財戦略機構の下に設置する研究クラスター（以下「クラスター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** クラスターは、設置期間を定めて明治大学における重点領域研究プロジェクトを推進することにより、新たな世界的研究拠点の創出を目的とする。

(選定要件)

**第3条** クラスターとして選定される研究組織は、特定課題研究ユニットのうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、今後の著しい発展が期待されるものとする。

- (1) 海外の研究機関等との協定締結等により、研究面における国際化が特に顕著なもの
- (2) 地方自治体、企業等との協定締結等により、研究面における社会との連携が特に顕著なもの
- (3) 独創的かつ画期的な研究内容であり、社会への顕著な貢献が見込まれるもの

(選定)

**第4条** 研究企画推進委員会は、前条に規定する選定要件に基づき、特定課題研究ユニットの中から、クラスターに該当するものを選考する。

- 2 研究企画推進本部長は、前項の規定によるクラスターの選定を行ったときは、その内容を研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に報告する。
- 3 機構長は、前項の規定による報告があったときは、クラスターの設置について、研究・知財戦略機構会議（以下「機構会議」という。）に付議し、その承認を得るものとする。
- 4 機構長は、前項の規定による承認を得たときは、クラスターとして承認した特定課題研究ユニットの研究代表者（以下「研究代表者」という。）

に、その結果を通知するものとする。

(設置期間等)

**第5条** クラスターの設置期間は、原則として5年以内とし、当該クラスターの研究内容、研究規模等を勘案して、機構会議において決定する。

2 研究代表者は、前項の規定により決定した設置期間終了前に、当該クラスターを解散する場合には、理由を付して機構長に申し出て、その承認を得なければならない。

(経費等)

**第6条** クラスターの経費は、次に掲げる収入をもって支弁する。

(1) 学外諸機関から交付される研究費等

(2) 当該研究を推進するために研究・知財戦略機構に配付された予算

2 クラスターは、設置期間内において、毎年度科学研究費補助金（基盤研究（S）又は基盤研究（A）相当）等に応募しなければならない。ただし、設置期間内に当該科学研究費補助金等に採択された場合は、この限りでない。

(年次報告書等)

**第7条** 研究代表者は、所定の期日までに、当該年度における研究成果等の年次報告書及び翌年度の研究計画書を作成し、機構長に提出しなければならない。

2 研究企画推進本部長は、前項の年次報告書及び研究計画書に基づき、当該クラスターの経費にかかわる決算報告及び予算計画の評価を行い、その結果を機構長に報告しなければならない。

(中間評価)

**第8条** 研究企画推進本部長は、原則として、クラスターの設置後2年ごとに当該クラスターにかかわる中間評価を行い、その結果を機構長に報告しなければならない。

2 機構長は、前項の規定による報告があったときは、その結果を機構会議に報告しなければならない。

3 機構長は、中間評価等を勘案し、機構会議の承認を得た上で、当該クラスターを解散させることができる。

(最終評価)

**第9条** 機構長は、当該クラスターに係る設置期間の最終年度に研究成果等の最終評価を行い、その結果を機構会議に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

**第10条** 研究代表者は、随時研究成果を学会誌、刊行物、叢書等に掲載し、

公表しなければならない。

(知的財産権)

**第11条** クラスタによる当該研究により生じた知的財産に係る権利の帰属については、明治大学発明等に関する規程(2000年度規程第7号)によるものとする。

(事務)

**第12条** クラスタに関する事務は、研究推進部が行う。

(要綱の改廃)

**第13条** この要綱を改廃するときは、機構会議の議を経なければならない。

附 則 (2008年度例規第15号)

この要綱は、2008年(平成20年)10月1日から施行する。

(通達第1734号)

附 則 (2009年度例規第9号)

この要綱は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1808号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

## 明治大学自己点検・評価規程

2006年2月1日制定

2005年度規程第17号

(趣旨)

**第1条** この規程は、明治大学学則(昭和24年規則第6号)第1条第2項、明治大学大学院学則(昭和27年規則第7号)第2条第2項、明治大学法科大学院学則(2003年度規則第5号)第3条及び明治大学専門職大学院学則(2007年度規則第21号)第3条の規定に基づく自己点検・評価について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** この規程は、本大学の教育・研究上の組織及びその活動並びに本法人の運営について必要な自己点検・評価を実施することにより、本大学の教育・研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

(全学委員会の設置)

**第3条** 自己点検・評価の前提となる基本的事項及び基本計画を審議・決定し、総合的な自己点検・評価を実施するため、学長の下に明治大学自己点検・評価全学委員会(以下「全学委員会」という。)を置く。

(全学委員会の任務)

**第4条** 全学委員会は、次に掲げる事項について審議するとともに、その決定に基づく総合的な自己点検・評価を実施することを任務とする。

- (1) 自己点検・評価の前提となる本大学の理念、将来構想及び改善方針に関すること。
- (2) 自己点検・評価の基本計画に関すること。
- (3) 自己点検・評価の対象となる範囲、分野、項目等に関すること。
- (4) 自己点検・評価の組織及び体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価の結果に基づく検証に関すること。
- (6) 自己点検・評価の結果に基づく改善策の策定に関すること。
- (7) 自己点検・評価にかかわる報告書の作成及び公表に関すること。
- (8) 自己点検・評価の結果に基づく認証評価申請に関すること。
- (9) 前各号のほか、自己点検・評価に関し全学委員会が必要と認めた事項

(全学委員会の組織)

**第5条** 全学委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長

1名



(2) 理事長が指名する常勤理事	2名
(3) 教務部長及び学生部長	2名
(4) 各学部教授会から推薦された専任教員各1名	9名
(5) 大学院委員会, 法科大学院教授会及び専門職大学院委員会から推薦された専任教員各1名	3名
(6) 学長が指名する専任教員(第4号及び前号を除く。)	3名
(7) 理事長が指名する事務管理職	3名
	計23名

2 前項第4号から第7号までの委員は、学長が委嘱する。

(全学委員会委員の任期)

**第6条** 全学委員会委員(以下「委員」という。)の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(全学委員会委員長及び副委員長)

**第7条** 全学委員会に、全学委員会委員長(以下「委員長」という。)1名及び全学委員会副委員長(以下「副委員長」という。)2名を置く。

2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、全学委員会の議長となり、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が定めた順位により、その職務を代行する。

(全学委員会の会議)

**第8条** 全学委員会は、委員長が招集する。

2 全学委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 全学委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 全学委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(学部等委員会の設置)

**第9条** 各学部、大学院研究科及び附属機関並びに点検・評価項目に関連する教学及び法人の各部門にそれぞれ自己点検・評価学部等委員会(以下「学部等委員会」という。)を置く。

2 学部等委員会は、全学委員会における審議・決定に基づき、当該部門の自己点検・評価を主体的かつ具体的に実施する。

3 学部等委員会の委員及び運営については、当該学部等委員会ごとに定める。

(自己点検・評価報告書の作成・提出)

**第10条** 学部等委員会は、自己点検・評価の結果に基づき、当該部門の自己点検・評価報告書を作成し、全学委員会に提出する。

2 全学委員会は、前項により、学部等委員会から提出された自己点検・評価報告書に基づき、総合的な自己点検・評価報告書を作成し、次条に規定する評価委員会に提出する。

(評価委員会の設置)

**第11条** 全学委員会から提出された自己点検・評価報告書を評価し、その評価結果を全学委員会に報告するため、評価委員会を設置する。

(評価委員会の組織)

**第12条** 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- |                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1) 理事長                       | 1名   |
| (2) 学長                        | 1名   |
| (3) 理事長が指名する常勤理事              | 2名   |
| (4) 各学部長，大学院長，法科大学院長及び専門職大学院長 | 12名  |
| (5) 理事長が指名する学識経験者             | 7名   |
|                               | 計23名 |

2 前項第5号の委員は、理事長が委嘱する。

3 評価委員会委員(学長を除く。)は、全学委員会委員を兼ねることができない。

(評価委員会委員長及び副委員長)

**第13条** 評価委員会に、評価委員会委員長及び評価委員会副委員長各1名を置く。

2 評価委員会委員長は、理事長をもって充て、評価委員会副委員長は、評価委員会委員のうちから評価委員会委員長が指名する。

3 評価委員会委員長は、評価委員会の議長となり、会務を総理する。

4 評価委員会副委員長は、評価委員会委員長を補佐し、評価委員会委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(準用規定)

**第14条** 評価委員会委員の任期及び再任並びに評価委員会の運営については、第6条及び第8条の規定を準用する。

(自己点検・評価結果の公表)

**第15条** 全学委員会は、評価委員会からの評価結果を付して当該年度の自己点検・評価報告書を学内外に公表するものとする。

(構成員の義務)

**第16条** 本法人及び本大学の構成員は、自己点検・評価の結果を真しに受け止め、教育・研究活動の活性化及び業務の改善に努めなければならない。  
(結果の活用)

**第17条** 理事長及び学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると認めた事項について、速やかに、有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。  
(事務)

**第18条** 全学委員会及び評価委員会の事務は、教学企画部教学企画事務室が行う。  
(雑則)

**第19条** この規程に定めのない事項については、委員長が全学委員会の同意を得て、これを定めることができる。

**附 則** (2005年度規程第17号)

(施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 学校法人明治大学自己点検・評価基本規程(1995年度規程第12号)

(2) 学校法人明治大学自己点検・評価基本委員会規程(1995年度規程第17号)

(3) 法人自己点検・評価委員会規程(1995年度規程第18号)

(4) 教学自己点検・評価委員会規程(1995年度規程第19号)

(通達第1418号)

**附 則** (2007年度規程第21号)

この規程は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1562号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

**附 則** (2007年度規程第61号)

この規程は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。

(通達第1647号)(注 国際日本学部の設置による全学委員会及び評価委員会に係る委員構成の変更に伴う改正)

**附 則** (2008年度規程第12号)

この規程は、2008年(平成20年)6月5日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

(通達第1703号)(注 二部教務部長の廃止及び大学院制度改革の実施に伴う改正)

**附 則**（２００８年度規程第４７号）

この規程は、２００８年（平成２０年）１２月１８日から施行する。  
（通達第１７６６号）（注 大学院制度改革の実施及び事務機構第一次見直しによる委員構成及び事務部署名の変更に伴う改正）